

数次相続

登記名義人が死亡した場合は、相続を原因とする所有権移転登記をすることになります。

相続人が複数いる場合、通常は相続人全員で遺産分割協議をしてから所有権移転登記をします。

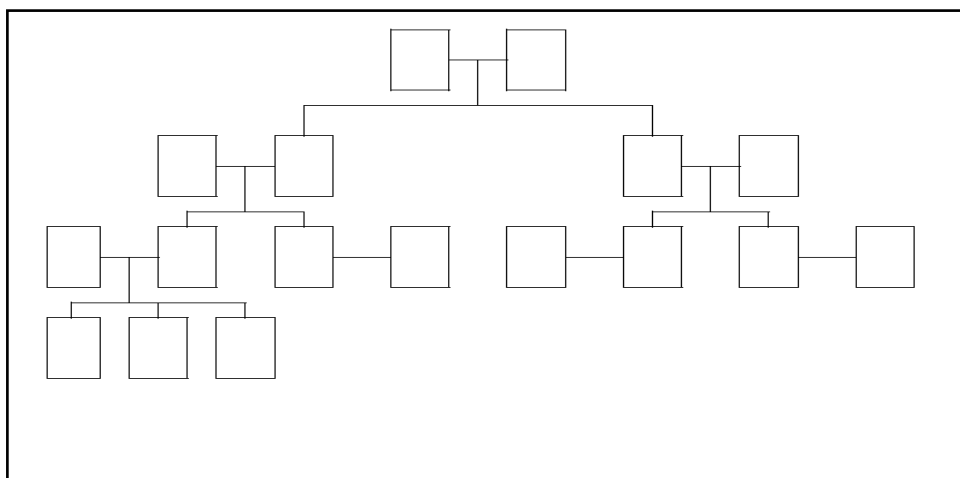
ところが、遺産分割協議が整う前に相続人の一人が死亡してしまうことがあります。この場合は、死亡した相続人について更に相続が発生しますので、遺産分割協議をする相続人が増えることがあります。

このように遺産分割協議や相続登記をする前に相続人の一人が死亡することを「数次相続」と言います。

長い間、遺産分割協議ができないと数次相続が複数回発生することになり、相続関係がどんどん複雑になっていきます。

社会的関心が高まっている所有者不明土地問題は、数次相続により相続関係が複雑になっているケースが多数あります。

やはり、相続が発生した場合は、できるだけ速やかに相続登記をすることが大事です。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

